

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南伊勢町	旧南勢町地区のうち、泉・五ヶ所浦・切原・船越・内瀬	令和3年2月25日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	63.78ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	56.78ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	23.58ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11.50ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.25ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

当町では元和5年(1619年)にみかん栽培が行われたと云われており、最大時は200haもの面積を栽培しており、一大産地を築いてきた。しかし、現在では面積は60haほどで後継者が未定の農地が11.50ha程度あることがアンケートによって分かった。近年、鳥獣被害の増加や、生産者及び農業従事者の高齢化、労働効率の悪い圃場が離農に拍車をかけている。このため、鳥獣被害防止対策の徹底や、新規就農者の確保や育成、援農隊を活用した農業従事者の確保、農地中間管理機構と連携した農地の集積・集約化や労働効率の良い圃場を造成する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

栽培中止予定の園地等の情報収集体制を構築し、農地中間管理機構を活用し、中心経営体へ農地の集積・集約化を加速させるほか、次世代を担う認定新規就農者への受け入れを促進することにより、耕作放棄地の増加抑制と園地の流動化を加速させる。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	農業者A	果樹	1.5 ha	果樹	1.5 ha	泉集落
-	農業者B	果樹	0.3 ha	果樹	0.8 ha	切原集落
認就	農業者C,D	果樹	0.0 ha	果樹	0.5 ha	切原集落
認農法	農業法人E	果樹	6.6 ha	果樹	7 ha	切原集落
認農	農業者F	果樹	0.7 ha	果樹	0.7 ha	五ヶ所浦集落
認農	農業者G	果樹	1.5 ha	果樹	1.5 ha	五ヶ所浦集落
認就	農業者H	果樹	0.6 ha	果樹	1.1 ha	五ヶ所浦集落
-	農業者I	果樹	1.0 ha	果樹	1.5 ha	内瀬集落
認農	農業者J	果樹	1.8 ha	果樹	2.3 ha	内瀬集落
認農	農業者K	果樹	1.3 ha	果樹	1.8 ha	内瀬集落
認農	農業者L	果樹	2 ha	果樹	2 ha	内瀬集落
-	農業者M	果樹	0.2 ha	果樹	1 ha	内瀬集落
認農	農業者N	果樹	2.9 ha	果樹	3.4 ha	内瀬集落
認農	農業者O	果樹	1.3 ha	果樹	1.8 ha	内瀬集落
認農	農業者P	果樹	0.8 ha	果樹	1.3 ha	内瀬集落
認就	農業者Q	果樹	0.7 ha	果樹	1.2 ha	船越集落
計	16人		23.15 ha		29.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 農地を貸借しても良いという意向の確認のとれた農地面積は約2.1haであった。 その内、無償でも良いという意向の確認のとれた農地面積は約1.6haであった。</p>
<p>・農地の集積・集約化に関する方針 中心経営体や新規就農者を中心に、農地中間管理機構を活用し、集積・集約化を進めていく。</p>
<p>・基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上のため、果樹経営支援対策事業の整備事業を活用しながら、園内道の整備や傾斜の緩和、省力化のための機械や施設整備を進めていく。</p>
<p>・鳥獣被害防止対策の取組方針 国事業である鳥獣被害総合防止対策事業や町単独事業である鳥獣被害防止資機材導入補助金を活用し、園地の補強を図る他、鳥獣害防止総合対策協議会と連携しながら、鳥獣被害に取り組んでいく。</p>
<p>・収益に関する事項 国や県育成新品種等の適性やその栽培技術について、公設試験研究機関と情報交換を積極的に行い、実証・検証するとともに、将来性の高い品種を振興品種として選定し、導入を進める。</p>
<p>・セーフティーネット措置等の一層の推進に関する方針 鳥獣や病害虫による被害だけでなく、気候変動やそれに伴う大規模自然災害等、近年、果樹経営のリスクは高まる傾向にあるため、このような様々なリスクへの対応力を強化するため、収入保険・果樹共済制度の普及促進・利用拡大を推進していく。</p>
<p>・放任園地化の防止に関する方針 耕作放棄されている園地については、野生鳥獣や病害虫の温床となり、産地全体に影を与える事態が発生する可能性があるため、中心経営体や新規就農者へ集積していく方針であるが、生産性が悪い又は労働効率が悪いなど、利用価値が低い場合は、緩衝帯として伐採するなど、周辺園地に影響を及ぼさないよう「山に返す」等の適切な環境整備に向けた対応を検討していく。</p>